



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	授業報告：特別活動論(2025年度・夏ターム)
Author(s)	辻, 智子
Citation	北海道大学教職課程年報, 16, 53-62
Issue Date	2026-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99335
Type	departmental bulletin paper
File Information	03_2185-9809_16_2.pdf



授業報告：特別活動論(2025 年度・夏ターム)

辻 智子

1 はじめに

本稿は、教職課程科目としての特別活動論の内容をいかに構想しうるかを北海道大学教職課程必修科目「特別活動論」(3 年次生以上履修)の授業内容を報告することで検討するものである。筆者が担当する今年度(2025 年度)の特別活動論(夏ターム、月曜 8 時 45 分～10 時 15 分、履修者数約 80 名)では、授業目標を「中学・高校における特別活動の意味づけをあらためて問い直すとともに、生徒の自主性や主体性を育成するという観点から具体的事例を踏まえて検討する。それを通して教師として特別活動に向き合うことについて考える」(シラバスより)と設定し、日本の学校における特別活動の歴史的な経緯を概観した上で、学校という一つの空間に身をおく人々(生徒・教職員)がどのようにしてお互いを認め合いながら共存してゆくのか、具体的にどうすることによってそれが可能となるのか、その試行錯誤自体を実践的な学習としての特別活動の意義の一つとらえ、これを現代的な文脈の中で検討することを試みた。そのような意図で行った全 8 回の授業のうちの一部分についてここで報告する。

以下では、まず本授業履修者の経験と関心の概況を見る(第 2 節)。次に、特別活動という教育活動が日本の学校に制度として導入される歴史的経緯とそこでの主旨を押さえ(第 3 節)、「ある高校の生徒会室にて」というテキストをめぐって行った授業に焦点をしぼり、その内容とそれをめぐる意見交換の一部を紹介して(第 4 節)、教職課程の授業としての特別活動論の方向性を確認する(第 5 節)。

2 履修者の経験と問題関心

特別活動とは、教科以外の教育活動を指し、具体的には、①学級活動(中学校)、ホームルーム(HR)(高校)、②生徒会、③学校行事、からなるものとされる(文部科学省『学習指導要領』)。これらの活動の実情は、市町村などの自治体や学校が所在する地域(地区)、また個別の学校によって大きく異なる。履修者についていえば、各々がその学校生活の中で、どのような活動を、どのように経験してきたのかには、教科以上に大きな個人差がある。本授業では、これを授業上のメリットととらえ、初回授業またはそれ以前に履修者に各自の経験や関心を尋ねるアンケートを実施し、その結果を授業の中で共有することで、履修者が異なる取り組みの実例に触れ、自身の経験を相対化することを促してきた。

今年度(2025 年度)のアンケートでは、「自分が経験してきた学校(中学・高校)生活をふりかえって印象に残っている経験や事柄(① ホームルーム・学級活動について、② 生徒会活動について)」と、「特別活動に関して思っていることや意見、授業を通して考えてみたいこと」を尋ねた。その結果について、大まかな傾向を一部の回答とともに以下に紹介する。

(1) ホームルーム・学級活動について印象に残っている経験や事柄(高校についてのみ紹介)

経験の不在

「特に覚えていない」「まったく印象に残っていない」といった一言の回答で終わっているものが散見

された。記述があっても「放課後に 10 分程度行われ、教員から連絡事項の共有や、特別活動の生徒同士の意見交換の場になっていた。事務的なことがほとんどで、ホームルームは実施されないこともままあったため、特に印象に残っていることはない」「文化祭等の学級活動は行っていた気がするが、その他のことはあまり記憶にない」などであった。ただし、新型コロナウイルス感染症の広がりにより「行事が軒並み縮小」され、学級活動ほとんど行われなかった、といった回答もあった。

行事の準備

体育祭や文化祭など行事の準備をしたとの回答は多くあった。それによってクラスがまとまったという声もある一方で、「運動会や文化祭、修学旅行などの学校行事に関する決め事が多かったような気がするが、正直あまり覚えていない」ともあった。他方、「学校祭の活動でもめたことなどが印象的である」として、それは、「勉強の内容よりも思い出に残っている」という。ここで着目すべきは、深い印象を与えたものが、学校祭の活動それ自体ではなく、むしろ「もめたこと」であったことであろう。

レクリエーション

「映画を見たり、体育館で遊んだり」「クラス対抗の大縄大会」「近くの公園まで散歩に行ったり、花見をしたり」「みんなで映画を見たり、近くの公園を散歩したり、お菓子パーティーをしたり」といったものも少なくなかった。なかには、「席替えや学級レク、また時にはお説教のための時間という認識」との回答も見られた。

勉強・学習

「週に 1 時間設けられていたが、実際には授業の進度があまりよくない教科が授業時間を補填するため」に使われた、自習・自主学习にあてられていた、「探究活動の続きや模試の返却」などの回答が見られた。また、「自分の興味のある職業について調べ、それについて発表する」「いくつかテーマを与えられ、それについて調べてきてプレゼンする」「大学の学部調べ学習」などもあった。

委員会

委員会を決める時間という回答も複数あり、なかには「思ったより時間がかかって煩わしかった」と述べるものもあった。また、「総務（学級委員みたいなもの）をやると、内申点があがって大学の推薦入試などで有利になるということがあったが、これは如何なものかと思っていた」という回答も見られた。

海外での経験

数は少ないが日本以外の学校生活の経験をした履修者から、「クラス」という概念はあまりなく、大学のように、選択や必修の授業を受けるためにそれぞれが別々の授業を受けに行く」「8 年生の時に中学卒業を記念したパーティーは印象に残っています。食べ物やフォトブース、ディスコなどがあって、とても楽しかった」との回答があった。日本以外の国や地域との比較の視点は日本における特別活動の歴史や現在を考える格好の教材になると考える。

(2) 生徒会活動について印象に残っている経験や事柄（高校についてのみ紹介）

印象がない、何をしているかわからない

「特になし」「記憶がない」という回答の他に、「何をしているのかわからなかった」というもの、また「何も参加していなかったのでわかりません」というものがあった。

形骸化・有名無実化

「選挙が形だけになっていてとても退屈」「生徒総会が有名無実化していた」や、「生徒総会などで全校

生徒が体育館に集まり、議事録などを確認しながら方針に賛成の人は拍手するというものがあり、当時はそれを何のためにやっているのかがわからなかった。今は生徒自治の考え方の表れなどという意図もわかるようになった」というものがあった。また、「多くの生徒にとってその活動の中身までは馴染みのあるものになっていない…(略)…学校における自治組織として実態的に機能している感はなく、形だけ、内申の加点のために立候補するというようなこともあった」との回答も見られた。

生徒会に関する具体的な経験：肯定的・積極的な評価

数は多くないものの具体的な事柄を記した回答も見られた。「校則の変更や自販機の設置、男女で明確に分かれていた制服を選択制にするなどの活動を行っていた記憶がある。特に自販機の設置については、目安箱を通して一般生徒から寄せられた意見を取り入れ、実現することに成功していたので、特に記憶に残っている」「(しばしば教員が「権力の犬」などとなじられていた中学の時とは異なり)生徒の味方というイメージ…(略)…学級活動や部活動での困りごと、相談事は生徒会に掛け合ってみるという習慣もあり、生徒自治の重要な部分を占めているように感じていた」などである。また、「執行委員会(生徒会側)と生徒会員(生徒側)で意見が対立してもめることもしばしばであった。生徒会活動に対する生徒会員の関心も高い人が多く非常に神経を尖らされていた。生徒会員からの監視の目が強く生徒会活動は生徒が相当関与していた。その中でもある程度の枠組みからは生徒会活動ははみだせないで管理職や教員との交渉や調整を行いつつよりよいことを実現して楽しむことに最終的な主眼が置かれていた」といった経験も述べられた。「県内でトップの高校に進学したが、生徒会経験者の割合の多さに驚いた」という回答もあった。

生徒会に関する具体的な経験：教師の関与の仕方

教師の関与への批判的な指摘も見られた。「結局生徒は教師の下で縛られることが多く、民主的な改革というのはなかなかできなかった」「総会などは結局先生たちの言いなり」「生徒会に近いような活動を担う者は、教師が勝手に決めていた。いつ決まったのか、どのような基準で決めたのかもわからない状態で、いつの間にか彼らに支配されているという状態である。当然、教師は生徒の普段の様子をすべて見ているわけではないため、単なる成績や授業中のイメージだけで決めている。授業以外の普段の姿も見ている私たちクラスメイトとしては、全く適任だとは思えず、それゆえその運営もまったくいいものではなかったが、その他の生徒の意見する場面は一切なく、これに従うしかなかった。このような状態についても、生徒全員にその門戸が開かれ、意見や意思を尊重する姿勢が、教師にも生徒にも求められると言えるのではないだろうか」などである。

以上から、全般的な傾向としては特別活動の経験もそれに対する記憶や問題関心も希薄と言えるが、高校の生徒会活動については、それを実際に担ったり何らかのかかわりをもった者、あるいは、そこに疑問や問題を感じた者の中に具体的な経験や意見を述べるものが見られた。「校則」「ルールメイキング」「子ども・若者の意見表明」をめぐる世論の盛り上がりともかかわっているのか以前に比してやや関心が広がってきているようにうかがわれる。

3 教育活動としての特別活動

(1) 特別活動の導入

日本の学校の中に正規の教育活動として特別活動が位置づけられたのは第二次大戦後である。以下は

特別活動についての一般的な説明である（文末に示した参考文献を参照）。

1947（昭和 22）年、文部省（当時、以下同様）は「学習指導要領一般編（試案）」において児童・生徒の個性伸長を目的として「自由研究」を設置した。その具体例として、教科の発展的な学習、各々の興味関心にもとづく学習、同好者のクラブ活動、クラスでの当番や学級委員などが示されたが、そこには、戦後教育改革の理念、GHQ の教育者講習会や青少年団体民主化施策がかかわっていた。1949（昭和 24）年、文部省通達「『新制中学校の教科と時間数』の改正について」において、生徒が個々または協同で様々な経験をする機会として新たに「特別活動」が設定された。そこでは、身体運動、趣味、娯楽、HR、生徒会等の諸活動、社会・公民的訓練活動などが想定されていた。これが 1951（昭和 26）年に改訂され、中学・高校では「特別教育活動」として設定、「生徒たち自身の手で計画、組織、実行、評価」「民主的生活の方法を学び、公民としての資質を高める」ことがねらいとされた。「学習指導要領」から「試案」が削除され、文部省告示として法的拘束力を持つとされた 1958（昭和 33）年の改訂では、「特別教育活動」から「民主的」の文言が消失し、「教師の適切な指導」のもとでの活動が想定され、「自発的自治的活動で楽しく規律正しい学校生活」「自主的な生活態度」「健全な趣味や豊かな教養」「余暇の活用」「心身の健康」「将来の進路選択」といった言葉が盛り込まれている。その後、1960 年代以降、特別教育活動と学校行事が統合されて「特別活動」となるが、それは、中学校においては 1969（昭和 44）年、高校は 1977（昭和 52）年のことであった。

（2）特別活動に込められたもの：民主的な社会形成

このような歴史的経緯を確認した上で、それを現代においてどのように受けとめるべきであろうか。学校の教育活動としての特別活動として、現在、何が求められるだろうか。

少なくとも戦後の特別活動の導入には、民主主義、民主的な社会の形成、デモクラシーへの具体的実践としての意味が明確に込められていた。そこには、学校もまた一つの社会であり、児童・生徒は、その社会＝学校の構成員として、社会＝学校をつくり運営することに関与するべきとの意図があった。学校という共同的な生活を通して民主主義や民主的な社会への具体的な活動を体験しながら実践的に学ぶという構想である。体験的・実践的であるということは失敗も含む試行錯誤が保障されるという意味で、いわば民主主義の実験場と見なされていたと言える。体験を通じて、民主主義とは、民主的な社会とは、を考えるよう求められたのである。当時、盛んに参照されたジョン・デューイは、『民主主義と教育（上）』（岩波文庫）において、「人々は、ただ物理的に接近して生活することだけでは、社会を形成しはしない。…（略）…しかしながら、それらがすべてその共通の目的を知っており、それに関心をもっており、そのためそれらがその共通の目的を考慮しながら自分たちの特定の活動を調整するならば、それらは共同体を形成することになる」（同上、16 頁）、「民主主義は単なる政治形態ではなく、それ以上のものである。つまり、それは、まず第一に、共同生活の様式、連帯的な共同経験の様式なのである。」（同上、142 頁）、「教育は生活のための準備なのではない。教育はそれ自体が生活なのである」（同上）と述べていた。

文部省『新制中学校・高等学校 望ましい運営の指針』（教育問題調査所、1949 年、88-89 頁）には、次のようにある。

もし学校の機構が独裁的になっていれば、その学校の生徒は民主的生活について何の価値あることも到底学び得ないであろう。（中略）公民への教育は、単に政治についての本を読んだり、知識を

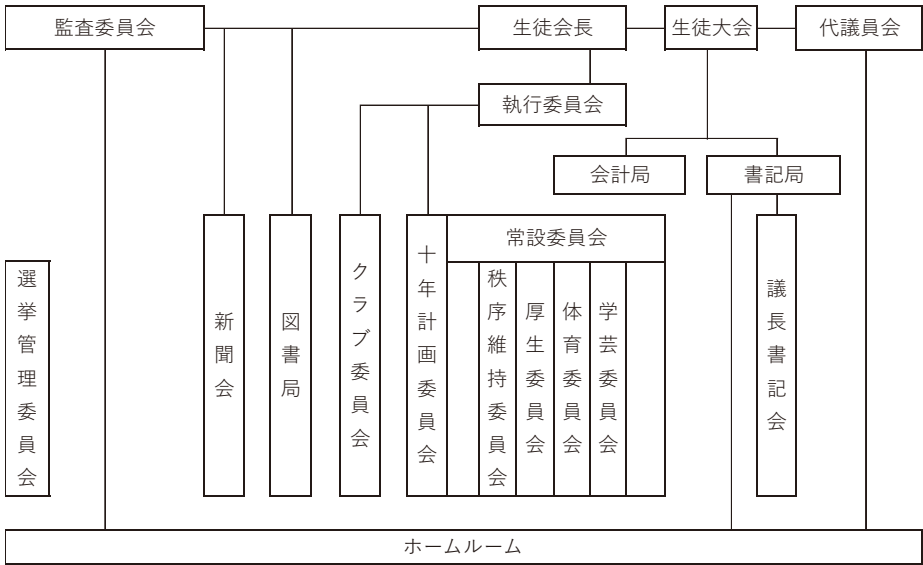
得るだけでは達せられない。そのためには、生徒は、投票することによって投票ということを知り、実際に指導者を選ぶことによっていかにして指導者を選ぶかを知り、自分たちの事柄を取扱うことによってその取扱い方を学び、責任を与えられることによって責任ということを知り、一言でいえば、なすことによってなすことを学ぶのである。生徒たちがすべてこれらのことを経験するよう保証する責任が学校にある。よい公民となるに必要な資質は、純真な生徒たちが学校の事柄に参加することによってのみ、培われるのである。（文部省『新制中学校・高等学校 望ましい運営の指針』教育問題調査所、1949 年、88-89 頁、引用は、高橋亮平・西野偉彦・猪俣大輝・一般社団法人生徒会活動支援協会『「新しい生徒会」の教科書』旬報社、2025 年、22-23 頁）。

そして、これを紹介した『「新しい生徒会」の教科書』（高橋亮平・西野偉彦・猪俣大輝・一般社団法人生徒会活動支援協会、旬報社、2025 年、23-24 頁）の著者らは続けて以下のように問いかける。

生徒会は、民主的な学校を作り、民主的な市民として育つための経験を与えることを目的に、全校生徒を会員とし、役員を生徒自らが選挙で選び、規則を自分たちの手で作り、学校のいくつかの事柄について実際に責任をもって取り組むような組織として導入されたものだったのです。…(略)…こうした歴史的経緯を踏まえると、生徒会は本来、民主的な学校において、生徒自ら組織を作り、実際に責任を持ちながら活動する中で、市民として、主権者としての資質を養うためのものであることが分かります。皆さんの学校や生徒会は、民主的な市民を育てるためのものになっているのでしょうか。

この問いは、1950～1960 年代において生徒会の具体的な組織運営体制の構成の仕方によって応答されたと考えることができる。以下は、その一例である。

生徒会機構図(北海道深川西高校、1960年代初頭)



(出所)金倉義慧『学園自治の旗—北海道深川西高の記録』明治図書、1969年、183頁をもとに作成(辻)

ここには、日常生活の基礎単位としてのホームルーム、趣味や思想や志向性を共有する集団としてのクラブや部活動、学校という社会の規則を決めたり変えたりする議会としての生徒総会・代議員会、執行機関としての生徒会執行部とその下に置かれる委員会、それらを外側から報じるメディアとしての高校新聞、といった構成が読みとれる。

(3) 「民主的な社会」形成をめぐる履修者の関心

ひるがえって、今日、「民主主義」「民主的な社会」「デモクラシー」という言葉を取りまく状況はかつてとはやや異なっていると言わざるを得ないだろう。その理念や理想に対して冷笑や諦観の目が向けられ、手続きの煩雑さも指摘される。授業の第1回目では、「民主主義」「民主的な社会」「デモクラシー」をめぐるどのような課題があると思うか、日頃、思っていることや感じていることを小グループで出しあい、次のような意見が共有された。

一つは、形骸化である。主に生徒会組織やそこでの活動を想定した場合、「教員も生徒も同じ立場で話し合いが出来なければ学校での民主主義は成し得ない」「生徒会で決めたことを教員にだしてもほぼ却下」「誰が生徒会長になっても変わらない」「生徒会長や校則の変更などの決定の際に生徒がそれに対して興味を持っていない」「生徒会や各委員会で決まった案をクラスにもち帰って意見を求める機会があった。しかし、その内容を身近なものとして実感できる生徒がとても少なかったため、聞き流している人が多く、意味ある活動だったのかは疑問」といった意見が多数あり「民主主義が形骸化している」と整理された。

二つは、無関心や興味が持てない、「リーダーに任せたい」という声である。「民主主義じゃない方が楽」という意見が出て納得」「リーダー（先生、学級委員）の言うことに聞いて従っているだけの生き方が学生時代に染みついてしまっている」「あまり自分の関心のないことは誰かについていった方が確かに楽」「カリスマ的な存在のリーダーの決定に従うのが楽な部分もある」「誰かリーダー的存在が率いてくれる方がフォロワーの立場としては楽」との声が多く示された。同時に、本当にそれでいいのかという声もあった。「自分の生活が懸かっている学校の生徒会や実生活の政治のなかでは、そういうわけにもいかない」「代表ではない人々のやる気、活気がないと、独裁のような状態になってしまう危険性もある」、そして「投票という形は時に人気投票的になる」のが課題との指摘もなされた。なかには「そもそも民主主義について話すこと自体がはばかれるような風潮がある。その原因は何か知りたい」ともあった。

三つは、多数決への疑問、少数者やマイノリティの声はどうしたら反映されるのかという問題提起である。「少数意見は反映されていない」「少数意見に目が向けられることがない」という声も多く寄せられた。

4 テキスト「ある高校の生徒会室で」をめぐる

以上のようなやりとりを行った後、学校の生徒会活動に引き付けて具体的に議論を深めるために以下のテキストを用いて意見交換を行った。

(1) テキストの内容

用いたのはテキスト「ある高校の生徒会室にて」で、これは、鳥羽和久『君は君の人生の主役になれ』（ちくまプリマー新書、2022年）の第2章「自分独特の世界を生きる」の中の一節（86-92頁）である。

著者は、民間の塾で中学生・高校生との関わりがあり、悩みやつぶやき、日々の生活や学校での出来事やそこでの思いなどを日常的に聴く立場にあった。本書は、それらの経験をもとに執筆されたものであるが、記述自体は著者による事実の再構成であり、字面がそのまま事実を伝えるものではない。そこに書かれたことと似たような場面が著者の周囲の中学生・高校生において経験されており、それを著者の目線で切り取りながら現在を生きる若者たちにメッセージを送るという意味が込められている。

テキスト「ある高校の生徒会室にて」の内容は、タイトル通り、ある日の生徒会室での会議の場面を描いている。これを書いたいきさつを著者の鳥羽は次のように紹介している。

これは今年の春から「制服選択制」が実現したある高校の生徒会室で、一人の高校生が格闘したある日のことを綴った文章です。「制服選択制」という先進的な取り組みの陰で、かき消された一人の声がありました。それを拾いたくて、私はここに書きつけました。（鳥羽和久「ある高校の生徒会室にて」『君は君の人生の主役になれ』（ちくまプリマー新書、2022年、92頁）

テキスト冒頭では、生徒会長が、制服のズボンとスカートを男女とも選べる「制服選択制」を実現する校則変更を校長とPTA運営委員会に提出すると発言し、「性的少数者、LGBTの生徒にとって学校生活が過ごしやすくなるだけでなく、多様な価値観を受け入れ、尊重することが、重視される社会の流れに沿ったもの」と理由を述べる。これに対し他の参加者5～6人（委員会の委員長や委員たち）から賛意が表明され、そのうちの一人は「LGBTの人たちが自認する性別と異なる制服を着るのはとても辛いと思う」「その人たちが苦しい思いをせずに学校生活を送れるようにするためにも制服選択制が必要」と発言した。すると、それに対して、ある生徒が「思いつめたような表情で」反論した。それは、「LGBTと一括した主語で議論する」ことへの違和に始まり、「性的マイノリティ」といっても「L」「G」「B」と「T」では異なる状況にあるにもかかわらず、「LGBT」と一括した上で、制服が選べるのが誰にとって「良いこと」なのか、自分たちできちんと考えた上での提案なのか、そうではないのではないか、といったいらだちを露わにするものであった。そして、それは理路整然とした説明というより、他の生徒との間でやや感情的なやりとりとなってわだかまりを残した。そのやりとりを部分的に抜粋して以下に紹介する（鳥羽和久「ある高校の生徒会室にて」『君は君の人生の主役になれ』（ちくまプリマー新書、2022年、86-92頁より引用者が抜粋。生徒会長の提案に異を唱えた生徒をAと記す）。

A：いつ本人たちの辛さを理解したのかなと思って。

—私の周りではそういう人がいないし差別もないから、当人たちの気持ちは完全にわからないところもあると思います。

A：本当に差別はないのでしょうか。周りにそういう人が居ないというのは、気づいていないだけなんじゃないですか？ということは差別があることにも気づいていないのではないですか？自分が差別してないと思ってるなんてマジでヤバイ。

—言いがかりはやめなよ、ここにいるみんなが差別主義者みたいに言うの。自分こそマイノリティの辛さをいつ理解したの？いつの間にマイノリティの代表みたいになったの？もし自称マイノリティなら、いつ自分をマイノリティに認定したの？

A：マイノリティというのは認定とかじゃなくて、社会が自分用にできていない…という気づきと傷つき

の経験なんだよ。それは、どれだけ権利をもらっても全部は解消されない。そんなこともわからない人たちが、制服を自由に選べるようにしてマイノリティに権利を与えましたとか、どれだけ上から目線かわかってんの？

このテキスト「ある高校の生徒会室にて」を今年度の特別活動論の授業でとりあげようと思ったのは、まず内容が制服をめぐる話題であったという点がある。制服など校則の規定の見直しにかかわる議論や取組が各所で見られ、制服、ジャージ、体操服といった服装を一律に定める学校のルールに対し、生徒会など生徒も議論に関与しながら、それを变えてゆこうとする動きが各所で伝えられている。そこでは、制服のあり方それ自体にとどまらず、その議論のプロセスと制度変更の手続き（ルールメイキング）を実体験することに学校の教育活動としての意義を認める点も共有されている。本授業履修時のアンケート回答にも見られるように、こうした取り組みを経験してきた履修者もあり、身近なテーマと思われた。

その際、「性別」を議論の俎上に乗せるという点がある。高校を想定すれば多くが10代後半である生徒にとって性別や性にかかわることは自分自身の大きな課題ともなる。そのような状況において、服装が「男」「女」という2つに区分された性別を根拠とすることについてあらためて考えることは、その根拠自体が実は時代や社会の中で人為的に生み出されたものであるというジェンダーにかかわる学習・教育と、生徒自身の日常生活とを具体的に橋渡しする地点に位置づく。学校の標準的な服装を決める規定が「生きた教材」になって性や性別にかかわる暗黙の前提やそこに根ざした慣習への自覚を呼び起こす契機となり、制服以外の様々な「隠れたカリキュラム」にも接続しうる。こう考えれば、制服の是非の結果ではなく、制服の是非を議論する過程にこそ学習の機会が存在すると言えるのではないか。

加えて、このテキストが差別問題をマイノリティの視点からとらえる問題提起を含む点も見逃せない。「LGBT」という言葉は広範に流布しているが、なんとなく分かった気になっていないか、それは誰にとってのどのような問題なのか、それを「問題」として生じさせているものは何か、そこに関与しているのは誰か、それをストレートに突き付けている。

さらには、それを、理路整然とうまく説明できず互いに理解し合えない場面、尖った言葉で緊張感が走る場面の設定も注目すべき点と考える。これはSNS空間では経験できないものであろう。もし、この生徒会室に教師が居合わせていたら、その教師はどのようにふるまっただろうか。どうしたら、それぞれの生徒の声を受けとめながら、その異なる声を突き合わせ、議論し、どのような方向へと励ますことができるだろうか。「LGBTとは何を表している言葉なのか」「他の学校ではどんな取り組みがあるのか」といった学ぶ機会を生徒会主導の学習活動として提起することも考えられるかもしれない。「もし、あなたがこの高校の生徒会の担当教師だったら？」との具体的な投げかけにも意味があるものとも考えられた。

(2) テキストに対する履修者の感想

授業では、進行上の都合により、本テキストに履修者が各自で目を通し、小グループで感想を交わし合った後、個人で感想を書いて提出してもらうこととしたが、それは本テキストへの感想だけでなく他の内容も包括したものであったため、必ずしも本テキストにそくした感想は多くなかった。これを前提とした上で、履修者から出された本テキストへの感想を紹介すると次のような傾向が見られた。

まず、そもそもテキストの内容自体が難しかったという感想である。「(生徒Aが)何を言いたいのがわからなかった。何度も読みかえしたりグループワークをしていく中で制度に対する意見というよりは、

個々人の意識がどうあるべきかについての意見だろうという理解に至った」などである。なかには、生徒 A の怒りは、この議題を生徒会の 6 人ではなく生徒総会で議題とすべきということによるのではないかと
の意見もあった。ただし、テキストの読み取りにとどまらず、「本当はみなさんもっと言いたいことがあ
ったんじゃないかな…(略)…こういうセンシティブな内容をグループディスカッションさせるというこ
とにもマジョリティの圧を感じます」というように、このトピックについて自分の感想や見解を表明す
るということ自体の難しさを指摘するものもあった。

その他に感想の中で一定のまとまりをもっていたのが、生徒 A の話し方に問題があるというものであ
る。「感情をぶつけるよりも、相手の見方を想像しながら自分の思いをより効果的に伝える方法を考える
必要があった」「(生徒 A が) 切れすぎている」「上辺だけの会話をしている。他の人を下に見ているよう
な言い方をしているのがよくない」などである。グループディスカッションの前に筆者(辻)が、どうすれ
ば対話が成り立ったのだろうかといった発話をしたこともあり、それを受けて、「論点を絞ること、相手
の意見を真っ向から否定するのではなく、尊重できるところは尊重すること、口調を荒げないこと、当事
者の意見をしっかりと聞くことが必要」といった会話の方法論へと寄せた感想も見られた。

マイノリティとマジョリティとの立場の相違と合意形成にかかわる指摘もあった。「マイノリティがマ
ジョリティに抗い戦う姿勢をとるべきなのか、互いに歩み寄り着地点を見つけるべきなのか」「マジョリ
ティの一方的な“配慮のおしつけ”は現実社会でもよく見られる…(略)…本当の配慮にはつながらない」
「(生徒 A は)マジョリティの上から目線な権利の押し付けを問題視していた」などである。制服選択の
制度変更提案には LGBT を持ち出さなくてもよいはずとの見解を示しつつ生徒会の提案を「LGBT」理解の
浅さによる時流に乗ったものと受けとめた生徒 A のいらだちに思いをはせたものも複数あった。

以上を受けてのさらなる意見交換の場は、授業構成上の都合により十分に設けることができなかった。
とはいえ、翌週の授業ではゲスト講師(中谷衣里さん、NPO 法人北海道レインボーリソースセンター L-
Port 代表理事)からコメントいただくとともに、「多様な性を生きる子ども・若者たちのリアル」と題し
た講義の中で、「LGBT」という言葉の意味や社会的な課題、そして学校における具体的な問題などについ
ても詳しくお話しいただいた。

5 むすびにかえて

今年度の授業を通して、教職課程の授業としての特別活動論は、理論的・抽象的・一般的な内容にとど
めず、具体的な事柄や場面、文脈に即して、履修者自身が考察を深めることが肝要であることをあらため
て確認した。とはいえ、限られた時間や制約のある授業の環境において、それをどのように設定し具現化
するかは、引き続き今後の課題となる。

主な参考文献一覧

荒井文昭・大津尚志・古田雄一・宮下与兵衛・柳澤良明『世界に学ぶ主権者教育の最前線 性と参加が拓
く民主主義の学び』学事出版、2023 年
伊東毅『未来の教師におくる特別活動論』武蔵野美術大学出版局、2011 年
内田良・山本宏樹編『誰が校則を決めるのか 民主主義と学校』岩波書店、2022 年
大津尚志『校則を考える一歴史・現状・国際比較』晃洋書房、2021 年

金倉義慧編著・竹内常一解説『学園自治の旗—北海道深川西高の記録』明治図書出版、1969 年
坂本秀夫『校則の話 生徒のための権利読本』三一書房、1990 年
櫻田忠衛『高校生たちの「自由の学園」 北海道深川西高校の自由・自治・民主主義・仲間』文理閣、2024 年
渋谷真樹・中澤静男・金子光夫・井深雄二編『集団を育てる特別活動』ミネルヴァ書房、2015 年
高橋亮平・西野偉彦・猪俣大輝・一般社団法人生徒会活動支援協会『「新しい生徒会」の教科書』旬報社、2025 年
田中智志・橋本美保監修、犬塚文雄編『特別活動論』一藝社、2013 年
鶴見俊輔『きまりって何？ みんなで考えよう 2 鶴見俊輔と中学生たち』晶文社、2002 年
鳥羽和久『君は君の人生の主役になれ』ちくまプリマー新書、2022 年
中谷彪・臼井英治・大津尚志編『特別活動のフロンティア』晃洋書房、2008 年
西田亮介編・文部省著『民主主義 〈1948-1953〉 中学・高校 社会科教科書エッセンス復刻版』幻冬舎新書、2016 年
原田亜紀子「民主主義の実践としての生徒参加—デンマークの生徒会における教師・生徒の関係と意思決定過程—」日本教育学会『教育学研究』第 92 巻第 3 号、2025 年 9 月
宮下与兵衛『高校生の参加と共同による主権者教育 生徒会活動・部活動・地域活動でシティズンシップを』かもがわ出版、2016 年
山口満・安井一郎編『改訂新版 特別活動と人間形成』学文社、2010 年